## 別表六(二十三)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12 の4第2項又は第3項《中小企業者等が特定経営力 向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》 の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額が ないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の 適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出 しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定経営力向上設備を事業の用に供した事業年 度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」 は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の 適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額 を積立金として積み立てる方法により経理したとき に、その積み立てた金額(積立限度超過額を除きま す。)を記載します。
- 3 「同上のうち特定中小企業者等に係る額11」は、 措置法第42条の12の4第1項に規定する中小企業者 等のうち措置法令第27条の12の4第3項《中小企業

者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人 税額の特別控除》に規定する法人以外の法人が同法 第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用に供 した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価 額の合計額を記載します。

- 4 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、措置法第42 条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除 される特別控除額の特例》(東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17 条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除 額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を 含みます。)の規定の適用を受ける場合に、別表六 (六)「7」又は別表六(六)付表「2」の各欄の 金額を記載します。この場合において、「計」及び 「合計」は、当該金額を含めて計算します。
- 5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、 特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載 します。この場合、この欄の記載に代えてできるだ け「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の 所要欄を記載し添付することとしてください。